

インターネットカフェ事業者の皆様へ

最近、インターネットカフェを利用した犯罪が多発しています。サイバー犯罪の防止、少年の健全育成等の観点から、事業者の皆様へ、次のような自主的な取組みを推進していただきますようお願いいたします。

1. 警察との連携体制の確立

警察では、事業者の皆様との間で、電子メールによる情報交換網の構築等を推進してまいります。こうした警察との連携に、是非御参加ください。

2. 利用者の本人確認等の推進

インターネットカフェを利用したサイバー犯罪や自殺予告事案に的確に対応するためには、いつ、誰が、どのコンピュータを使用したのかが分かるようにすることが重要です。

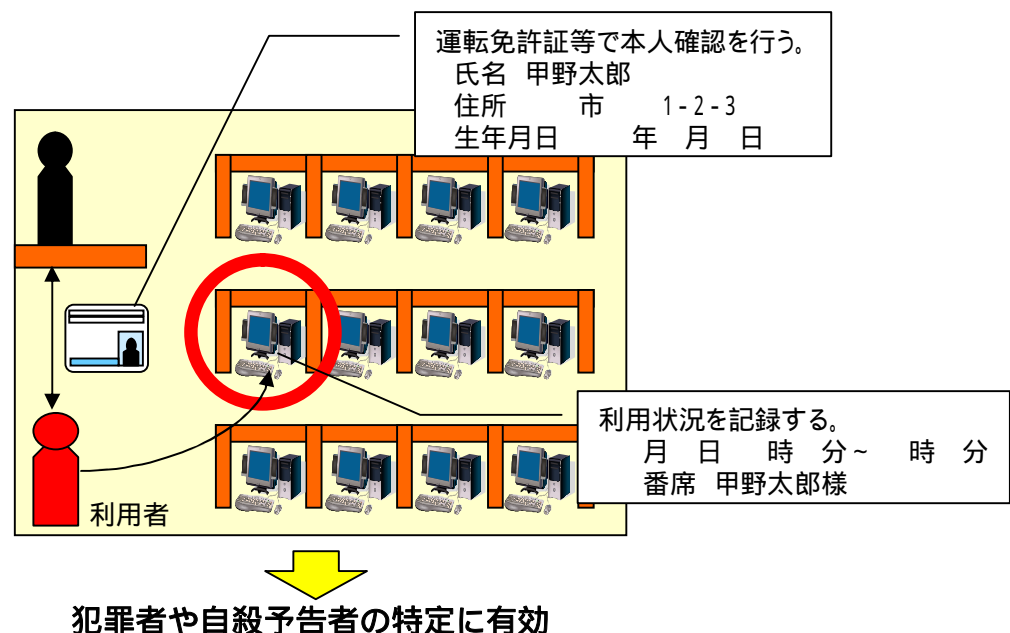
そこで、

利用者の氏名、住所、生年月日等を、運転免許証、社員証、学生証等によって確認する。

利用者の入退店の時刻及び使用したコンピュータ(客席)を記録する。

上記の記録を一定期間保存する。

店内(特に受付等)に防犯カメラを設置し、画像を一定期間保存する。



3. 利用者が安心して利用できる環境の構築

インターネットカフェでは、利用者のID・パスワード等がスパイウェアによって不正に取得されたり、利用者のプライバシーが侵害されたりするおそれがあります。

そこで、

セキュリティソフトやリカバリーソフトをコンピュータに入れる。

客席の後方からのコンピュータ画面ののぞき見を防止するため、

従業員の巡回や防犯カメラでの確認により、挙動不審者の発見に努める。

コンピュータ画面を、のぞき見が困難な方向に向ける(特にブース席)。

コンピュータにID・パスワード等を入力することの危険性について、客席における表示等によって注意喚起を行う。

4. 少年の健全育成

インターネットカフェは、家出や深夜はいかいをする少年等に利用されるおそれがあります。また、18歳未満の者が、違法・有害情報を掲載するウェブサイト、出会い系サイト、有害図書類等を閲覧するおそれがあります。

そこで、

少年である可能性のある利用者については、学生証等によって年齢を確認する。

18歳未満の者には深夜の利用を認めないようにする。

違法・有害情報から子どもを守るため、

18歳未満の者には、フィルタリングソフトを入れたコンピュータを使用させる。

18歳未満の者については、なるべく見通しのよい客席を使用させるとともに、従業員による巡回等を行う。

有害図書類は、他の図書類と区分し、従業員の目が届く場所に陳列する。

不良行為少年の補導等に協力する。

この依頼によって、事業者の皆様には義務が生じるものではありませんが、インターネットカフェが犯罪に悪用されている現状等に御理解をいただきまして、これらの取組みを推進していただきますようお願いいたします。